

調査を行いました

者を対象に認定要件を満たしているかの調査を行いました。



★年金受給額が基準額を超過していませんか？

障害年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者または60歳以上の者は、「年金+その他の収入」の年間収入が**180万円**以上となる見込みがあった時点で取消となります。

また、その他の収入が不安定な場合は、年金と併せて**月額15万円**以上の収入が3カ月連続したときに取消となります。



事例

資格確認で被扶養者が2年前から180万円以上の障害年金を受給していることが判明した。

⇒年金証書を初めて受け取った日(基準額を超過する事実を知り得た日)、この事例では2年前まで遡っての取消となり、医療費等の返還が生じることとなった。

注意!

公的年金の受給、または年金額の改定による取消日は、年金受給者が事実を知り得た日、つまり**年金証書や年金額改定通知書等を受け取った日**となります。年金送金日ではありませんので、ご注意ください。

注意!

障害年金、遺族年金は収入に含まれますが、非課税のため、所得証明書に金額が表示されません。受給されている被扶養者がいる場合、自己申告を忘れないようお願いします。

事例

令和5年4月からパートをしている被扶養者が、年金受給開始となり、令和6年1月に年金証書を受け取った。パート収入が不安定であったため、各月のパート収入と年金月額を足したところ、令和6年1月から3月まで月額15万円以上の収入が3カ月連続していた。

⇒パート収入が当月払いであったため、基準月額を連続で超過した4カ月目の初日まで遡っての取消となった。



共済組合からのお願い



★資格確認の添付書類について

資格確認や取消申告書の添付書類については、金額や事実発生日確認のための大事な書類となります。今回の資格確認では、給与や賃金がある場合、1年分の給与支払状況を確認しています。特に「給与明細書」、「年金証書」、「年金決定通知書」、「最新の年金振込通知書」等は各手続きの添付書類となりますので、被扶養者の方へ廃棄しないようお伝えください。

★認定日の遡りについて

取消は、事実発生日まで遡りますが、認定については、その要件を備えた日から30日を超えて申告した場合、「所属所受理年月日」での認定となり、遡ることができません。早めの手続きをお願いします。

★医療費について

取消日以降に医療機関等で被扶養者証を使用した場合は、共済組合が負担した医療費を返還していただくこととなります。長い期間を遡っての取消になると、医療費の返還額が高額になることもありますので、認定要件を欠く事実が生じた場合は、速やかに取消の手続きをお願いします。